

幼児教育・保育の無償化

平成31年4月1日発行

子育て推進課

☎229-3167 FAX 229-3451

◆◇◆10月スタート！幼児教育・保育が無償に◆◇◆

経済的負担の軽減により、子育て世帯を社会全体で応援していくため、2019年10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まります。制度については、国において検討が進められており、1月末現在発表の内容を基にご案内します。

対象となる子ども

- 全ての3～5歳児
- 住民税非課税世帯の0～2歳児

対象となる施設・サービス

保育所、幼稚園、認定こども園(教育利用・保育利用)、地域型保育事業、幼稚園の預かり保育、認定こども園(教育利用)の預かり保育、障害児通園施設、認可外保育施設等(認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育)、企業主導型保育事業

※条件や上限額があるものを含む

対象となる費用

対象となる施設・サービスの利用料

保育の必要性の認定事由とは

保護者が就労している場合や、病気、障がいがある場合、妊娠・出産や、保護者の同居親族等の看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要性があると認定される事由のこと

◆◇◆無償化はどんな場合に適用されるの？◆◇◆

3～5歳児

施設・サービス	専業主婦(夫)家庭など	共働き家庭、ひとり親家庭で働いている家庭など
	保育の必要性の認定事由に該当しない	保育の必要性の認定事由に該当する
保育所	-	無償
幼稚園	無償 (2万5,700円/月まで)	
認定こども園	無償	
預かり保育 ※幼稚園、認定こども園の利用者	無償化対象外	無償 (1万1,300円/月まで)
障害児通園施設	無償 ※保育所・幼稚園・認定こども園と併せて利用した場合も、ともに対象	
保育所・幼稚園・認定こども園を利用していない場合の認可外保育施設等	無償化対象外	無償 (3万7,000円/月まで)

0～2歳児(住民税非課税世帯)

施設・サービス	専業主婦(夫)家庭など	共働き家庭、ひとり親家庭で働いている家庭など
	保育の必要性の認定事由に該当しない	保育の必要性の認定事由に該当する
保育所	-	無償
認定こども園	-	無償
地域型保育事業	-	無償
障害児通園施設	無償	無償 ※保育所・認定こども園・地域型保育事業と併せて利用した場合も、ともに対象
保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用していない場合の認可外保育施設等	無償化対象外	無償 (4万2,000円/月まで)